

こども・子育て支援会議運営要綱の改正について

改正事項

「放課後事業部会」の名称及び所掌事項の改正

改正理由

- ・ 現行のこども・子育て支援会議の部会には、大阪市こども計画の基本方向3（青年期）に関する施策を所掌事項として掲げる部会が存在していない現状がある。
- ・ 青年期施策に関することを部会で対応できるよう、「放課後事業部会」の所掌事項を拡大するため、こども・子育て支援会議運営要綱を改正する。

こども・子育て支援会議運営要綱改正案（新旧対照）

改正後		改正前	
名称	所掌事項	名称	所掌事項
放課後・ <u>青少年</u> 事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準など <u>の施策及び青少年施策に関すること</u>	放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関すること及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関すること

施行日

令和8年4月1日

令和8年度以降の取り扱い

